

毎週火、金曜日に発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示
保安林又は保安施設地区内の森林の立木の皆伐面積の限度

告示

鳥取県告示第四百九十六号

森林法施行令の一部を改正する政令附則第五項の規定により都道府県知事が期日を定める場合の基準を定める省令(昭和三十七年農林省令第四十二号)第二項の規定により、昭和三十七年度の新たに許可すべき指定施業要件が定められていない保安林では保安施設地区内の森林の立木の皆伐面積の限度を次のとおり定める。

昭和三十七年九月一日

鳥取県知事 石 破 朗

保安林又は保安施設地区(森林法施行令第四条の三第三項に規定する森林を除く)内の森林の立木の皆伐面積の許容限度

一 民有林

保安林の種類	市郡 町村 大字	同一の単位とされる保安林等の所在場所	皆伐面積の許容限度	備考
土砂流出防備保安林	岩美	岩美 陸上	二一六〇ノ一ほか	一三、六七
"	"	宇治	九七三ノ一ほか	一一、九六
"	"	蒲生	一一八九ノ三ほか	七、四七
干害防備保安林	"	長谷	一〇二九ほか	一、四二

